

第401回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成26年1月28日 13時30分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

(1)農地法第4条の規定による諮問について

(2)農地法第5条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 恵次
古舘 義純	山口 友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎
野口 好啓	才田 安俊	古川 繁樹	船津 和正	(計14人)

○ 県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	田島 主事
-------	-------

○ 事務局

實松 局長	北川 次長	椀島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

前間 源吾	貝原 敏正
-------	-------

議 事 内 容

事務局 長	<p>時間になりましたので、第401回常任議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第401回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>新しい年となり、約一ヶ月近く経ちましたが、改めまして新春のお慶びを申し上げますとともに、本年もよろしく願いいたします。</p> <p>ご承知のとおり、第2次安倍内閣が発足して1年が過ぎ、農地中間管理機構の創設など、農業施策はめまぐるしく動いています。また、昨年妥結に至らなかったTPP交渉が、まもなく再開されることから、農業をとりまく国内外の情勢の動向から目が離せない状況であり、今後ますます、農業委員会系統組織として適切に対応していかなければならないと考えています。よろしく願いします。</p> <p>さて、本日の常任議員会議での農地転用の諮問案件は、農地法4条・43件、うち2,000㎡以上は9件。5条・44件うち2,000㎡以上は10件。合計で87件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、常任議員会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の「第401回常任議員会議」については、常任議員の総数18名に対し14名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、〇〇の〇〇議員と〇〇の〇〇議員にお願いいたします。</p> <p>書記は、農業会議事務局といたします。</p> <p>それでは、農地法の規定による諮問に入ります。</p> <p>農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。</p> <p>諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農</p>

業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(1月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は43件のうち、2,000㎡以上は9件。第5条関係は35件のうち、2,000㎡以上は7件。合計で78件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は全て中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅等の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にあり、その区域の規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にある農地であることから農用地区域内農地と、高速自動車道路インターチェンジから概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にある農地であることから農用地区域内農地と、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は〇〇駅から概ね300m以内にある農地であり、第3種農地と判断されることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしくお願ひします。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は今回ありません。第5条関係は9件、そのうち2,000㎡以上は3件です。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、申請地は水管、下水道が埋設されている道の沿道の区域で概ね500m以内に2以上の教育施設及び公共施設が存する区域にあり、第3種農地と判断されることから、許可相当と判断されま

す。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であり、拡張する面積が既存施設の面積の1/2を超えないことから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となってい

ない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

また、2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 農地法第4条関係43件、第5条関係44件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。
ここで、2,000㎡以上の19案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 まず、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議員 一同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議員 一同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議員 一同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇 会 議 員	この案件ではなく、〇〇用地への転用の案件すべてに関連して質問します。 〇〇する農地に畑がありますが、これはお茶やミカンでしたか。
県農山漁村課	今回〇〇用地へ転用する畑は全て果樹園でした。

〇〇会議員	今回始末書付きの諮問案件があるようですが、すでに転用しているのならば、〇〇へ地目を変更するだけでは駄目なのですか。
県農山漁村課	農地を転用する場合、転用申請が必要です。転用許可がないままに〇〇化していた場合は、今回のように始末書付きで申請するか、農業委員会が非農地通知を出して農地から外さなければなりません。
〇〇会議員	地目によって課税が変わってくるのではと思いますが。
事務局	固定資産の課税は台帳地目ではなく現況主義をとっており、税務署が確認を取れば、現況地目で課税されると認識しています。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(異議なし)
議長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

		の〇〇用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(意見・質問・異議なし)

議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇	会議員	同じ〇〇用地への転用について、所有権だと約60万円/a、賃借権だと70万円/aとありますが、この金額は正しいのですか。
県農山漁村課		正しいものです。
〇〇	会議員	近年、〇〇用地への転用が増えていますが、このまま進めば、農地は〇〇ばかりになってしまうのではないのでしょうか。県の考えをお聞かせください。
県農山漁村課		県としては、適正な申請が行われれば許可を出し、歯止めはしません。 今〇〇用地への転用申請が多いのは、消費税増税までの駆け込みだと考えられます。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会議員一同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇	会議員	申請地で中抜けしている箇所がありますが、この部分は何ですか。
県農山漁村課		この箇所は、現在田を形状変更後に畑にして、営農を継続する予定です。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。 ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇 会 議 員	〇〇用地への一時転用案件がありますが、これはどの様なものですか。
県農山漁村課	今回の案件は農地の法面に〇〇を設置する予定ですが、農地区分が第1種農地ということから恒久転用が出来ないため、3年毎に一時転用を更新する予定です。これは平成23年度に農林水産省の方からそのように取り扱うように通知がっております。
議 長	それでは、2,000㎡未満の案件についても異議ないものと

認め、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係43件及び第5条関係35件、合わせて78件については知事に、農地法第5条関係9件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。

以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

事 務 局 長

ありがとうございます。

それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。

事 務 局

(それぞれ説明)

事 務 局 長

以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

15時00分